

令和6年度ナミビア共和国・レアアース産業マスタープランの策定に係る調査
に関する企画競争の実施について(再公募)

令和6年5月22日
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
契約担当役 金属資源開発本部長 霜鳥 洋

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、下記の調査業務に関する契約相手先について、企画競争により選定を行います。

本業務の実施をご希望の場合、以下の要領に従って提案書の提出をお願いいたします。

記

1. 件名

令和6年度ナミビア共和国・レアアース産業マスタープランの策定に係る調査

2. 業務目的

本調査では、令和5年度ナミビアにおけるレアアースサプライチェーン調査を踏まえ、ナミビアにレアアースの分離精製拠点を建設することを前提に、現時点で最適と思われる分離精製拠点での分離段階の特定と予備的経済性調査(Preliminary Economic Study)を実施することにより、マスタープランを策定するものである。

3. 業務期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

4. 予算規模

1,500万円未満(税込み)

※上記金額は人件費、事業費、再委託、外注費、消費税等を含む予算上の限度額です。

5. 成果物

成果物及びその取扱いは仕様書(別添1)のとおり。

6. 公募スケジュール

5月22日 公告

6月11日 提案書の提出期限

6月中旬～下旬 委託先決定及び契約締結

7. 調達及び契約の方法

企画競争方式。機構は応募者から提出された提案書を審査し、最も評価点の高かった者を業務委託先候補者とします。業務委託先候補者との間で契約の詳細について協議及び見積を徴取し、合意に達した場合に契約を締結します。なお、契約は機構の契約書を使用しますので、応募

者は本契約書で締結することを前提としてください。本契約書を使用できない場合には、採択されても契約できないことがあります。

8. 応募要件

以下の要件を全て満たすことが必要となります。

(1)基本要件

- ①機構の「競争参加者の資格に関する公示」の「3 競争に参加する事ができない者」に該当しない者であること。
- ②国又は政府関係機関等から、補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
- ③国(中央省庁)の「各府省等における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(全省庁統一資格)」による令和 04・05・06 年度における物品の製造・販売等に係る一般競争参加者のうち、資格の種類「役務の提供等」において「A」、「B」、又は「C」の等級に格付けされている者又は提案書提出期日までに同資格を取得することができる者であること。
- ④本業務の主となる企画及び立案並びに執行管理について、再委託・外注(請負その他委託の形式を問わない。以下「再委託等」という。)を行わないこと。(なお、本条件は、再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先(委託という名称を使用しているが、請負その他委託の形式を問わない。以下「再委託先等」という。)へ付す必要がある。)
- ⑤本業務の一部を再委託等する場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は認めないことに同意すること。(なお、本条件は、再委託先等へ付す必要がある。また調達は認めないことに同意すること。また、グループ企業とは経済産業省の委託業務事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。)
- ⑥本業務の一部を再委託等する場合、総額(消費税及び地方消費税額を含む。)に対する再委託・外注費の額(消費税及び地方消費税額を含む。)の割合が50パーセントを超える場合は、相当な理由を明記した理由書を提案書に添付して提出すること。(なお、本条件は、再委託先等へ付す必要がある。)
- ⑦本業務は、経済産業省資源エネルギー庁(以下「資源エネルギー庁」という。)から機構が受託している事業(資源エネルギー庁が大規模事業として指定)の一部を委託するものである。機構は、本業務の委託契約書に基づき、本業務終了後、提出された実績報告書を踏まえて、原則、現地調査等を行い、支払うべき額を確定する。

現地調査の際には、全ての費用を明らかにした帳票類及び領収書等の証拠書類が必要となり、当該費用は、厳格に審査し、本業務に必要と認められない経費等については、支払うべき額の対象外となる可能性がある。

また、資源エネルギー庁と機構との契約書に基づき、資源エネルギー庁は、本業務の受託者及び再委託先等に対しても、同様の現地調査等を実施する場合があります。資源エネルギー庁が同様の現地調査等を実施する場合、本業務の受託者及び再委託先等は、同意しなければならない。さらに、機構も本業務の再委託先等に対しても現地調査等を実施する場合があります。同じく同意しなければならない。
- ⑧資源エネルギー庁と機構との契約書に基づき、資源エネルギー庁は、契約締結時及び事業終了後に、履行体制図(契約金額100万円以上の全ての受託者及び再委託先等が対象となり、公表する情報は、事業者名、住所、契約金額、業務の範囲等となる。)を資源エネルギー庁ホー

ムページで公表するが、受託者及び再委託先等は、公表することに同意しなければならない。ただし、不開示とする情報の範囲については、機構が資源エネルギー庁との調整を経て決定することになる。

- ⑨本業務の実施に当たり、必要に応じて機構との連絡調整や打ち合わせ等の適切な対応が可能であること。

(2)業務内容に関する要件

- ①仕様書に示す業務内容に関して、自社及び自社の有するネットワーク等を通じて履行が可能であること。
- ②希土類元素に関する知見を広く有し、機構の求めに応じて機構との連絡調整や打合せの適切な対応が可能であり、本委託業務を円滑に履行するために必要な体制を有していること。また、業務の履行に支障のない経営基盤及び財務状況であること。
- ③本委託業務で知り得た情報が委託契約書に定める契約当事者以外の第三者に漏洩されない守秘体制を有していること。
- ④本委託業務について公正中立な立場で業務にあたる体制を有していること。
- ⑤過去5年間に於いて、レアメタルの需給やサプライチェーン、ESGに関する、調査等の実績を有すること。
- ⑥経費概算額が上記4. 予算規模の金額の範囲内である事。
- ⑦下記9. (4)に示す提出類に不備がないこと。

9. 応募の手続き

(1)提案書の提出先及び問い合わせ先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

金属企画部事業戦略課 米村、佐久間

電子メールアドレス:

koubo-h24008@jogmec.go.jp

(2)説明会の実施の有無

無し

(3)企画提案書等提出書類の期限、応募先及び方法

期限:令和6年6月11日(火) 17時必着

応募先:上記(1)応募先及び問い合わせ先に提出すること

方法:持ち込みまたは郵送(当日必着)によりご提出ください。

※持ち込みの場合は営業日 10~17時に受け付けます。FAXでの提出は受付できませんのでご注意ください。また、提出書類に不備がある場合は、当該企画提案書は無効とします。

(4)提出書類

提出書類は以下のとおり。なお提出いただきました書類は本件の審査のみに使用し、返却いたしません。また、企画提案書作成等、応募に要する費用等は提案者側の負担となります。

① 企画提案書

紙媒体にて6部(正本1部、写し5部)作成し、提出すること。また電子媒体(PDF版)をCD-ROMにて併せて提出すること。本公募要領、仕様書、及び企画提案書の様式(別添3)に基づいて企画提案書を作成すること(企画提案書の様式は機構ホームページよりダウンロードできます。PDF形式:別添3の提案書の様式及び記載例参照)。

② 企業概要(パンフレット等)1部

③ 令和 04・05・06 年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において「A」、「B」、又は「C」等級に格付けされていることの写し1部

④ ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法若しくは青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定又はこれらの認定の要件に相当する基準を満たしていることの確認を受けている場合は、証明する書類として下記書類の写し

A) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)に基づく認定(えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定)に関する「基準適合一般事業主認定通知書」

B) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に基づく認定(くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定)に関する「基準適合一般事業主認定通知書」

C) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号)に基づく認定(ユースエール認定)に関する「基準適合事業主認定通知書」

D) 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画策定届」

E) 内閣府男女共同参画局長が発行する「ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書」

10. 審査等

「9. 応募の手続き」に定める期限までに受理した提出書類について、「8. 応募要件」を全て満たしているものを以下の(1)審査項目に基づき審査します。企画提案書の記載いただく事項については、「企画提案書の様式」を併せてご確認ください。提案が採択された場合、機構から提案者宛に通知します。審査の経緯等に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

(1) 審査項目

必須項目について要件を満たしていないものは不合格とする。また、加点項目については、それぞれ評価を行いそれに応じた得点を与える(詳細は別添4参照)。

① 調査業務の実施方針等

➤ 調査内容の妥当性、独創性

- ・仕様書記載の調査内容について全て提案されているか(必須)
- ・仕様書に示した内容以外の独自の提案がなされているか(加点)

➤ 調査方法の妥当性、独創性

- ・課題の抽出、分析方法が妥当なものであるか(必須)

- ・調査項目・調査手法が明確であるか(必須)
- ・機構が示した調査・分析手法以外の独自の妥当な提案がなされているか(加点)
- ・調査・分析手法に事業成果を高めるための工夫がみられるか(加点)
- 作業計画の妥当性、効率性
- ・実施計画・日程等に無理がなく、目的に沿った実現性があるか(必須)
- ・事業成果達成のために、日程・作業手順等が効率的であるか(必須)

②業務遂行能力・事業実施体制

- 組織としての調査実施能力
- ・事業が遂行可能な人員の確保がなされているか(必須)
- ・事業を行う上で必要な財政基盤、経理処理能力を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有しているか(必須)
- ・契約当事者以外の第三者に漏洩されない守秘体制を有しているか(必須)
- ・公正中立な立場で業務に当たる体制を有しているか(必須)
- ・幅広い知見を持っているか(加点)
- ・優れた情報処理能力を持っているか(加点)
- 調査実施の体制
- ・機構への定期的な報告や打合せに適切に対応可能な体制が組み立てられているか(必須)
- ・突発的な業務の発生に対して柔軟に対応可能な体制が組み立てられているか(必須)
- ・円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられているか(加点)
- ・管理者の経験や知見はあるか(加点)

③業務従事者の経験・実績・知識等

- 類似調査業務の経験
- ・過去5年間において金属鉱物資源に関連する事項の調査を豊富に実施しているか(加点)
- 調査に係る知識・知見等
- ・金属鉱物資源の鉱山又は精錬所の経済性評価に参加又は実施した経験を有するか(必須)
- ・レアアースの分離精製過程やコストを決定する要因等、調査で重視される諸事項を理解しているか(必須)
- ・レアアース産業の創出に関する多角的な知見又はアイデアを有しているか(加点)
- ・調査内容に関連する幅広い人的ネットワーク等を有しているか(加点)

④ワーク・ライフ・バランス等の推進状況

- ・ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法若しくは青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定又はこれらの認定の要件に相当する基準を満たしていることの確認を受けているか(加点)

(2)注意事項

- ・審査過程において、提案書の内容について問い合わせさせていただく場合があります。
- ・手続きにおいて使用する言語は日本語とします。
- ・提案書に記載された内容は採択の基本方針となりますので、実現可能な事項のみを記載願いま

- す。なお、記載された内容に大幅な変更や虚偽があった場合は、選定を取り消すことがあります。
- ・提案書作成など、応募に関する費用は提案者側の負担となります。
 - ・1件当たり10万円(税込)以上かつ耐用年数が1年以上の備品の購入及び財産の取得は認めません。
 - ・機構は、本件終了後、適正な執行状況等を確認するため、現地調査を行う場合があります、その際には、全ての資料を明らかにした証票、帳簿及び業務日誌等の証拠書類が必要となります。
 - ・機構から提案代表者宛に、提案が採択された場合は採択通知、不採択の場合は不採択通知を送付いたします。また、契約締結に至った際には、契約相手先名称等を機構ホームページ上に公表いたします。

11. その他

(1) 一般管理費の算出：

本業務は、資源エネルギー庁から機構が受託している事業（資源エネルギー庁が大規模事業として指定）の一部を委託等するものであるため、受託者及び再委託先等の一般管理費の積算は、経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル（R3.1）」（以下「委託マニュアル」という。）の「12. 一般管理費に関する経理処理」に記載の方法で計算する必要がある。

委託マニュアル（33ページの抜粋）

12. 一般管理費に関する経理処理

▶一般管理費の積算については、以下の計算方法により算出します。

$$\text{一般管理費} = \text{直接経費（Ⅰ．人件費＋Ⅱ．事業費）} \times \text{一般管理費率}$$

※直接経費には、「Ⅲ．再委託・外注費」は含まない。

また、受託者及び再委託先等の一般管理費の一般管理費率は、委託マニュアルの「11. 再委託・外注費に関する経理処理」に記載する「入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理」に基づき、上限を8パーセントとし、もしくは委託マニュアルに記載の計算式（委託マニュアルの33ページから34ページを参照のこと。）によって算出された率のいずれか低い率を設定する。

ただし、特殊要因がある場合は、資源エネルギー庁と機構間の都度協議の上、特殊要因による一般管理費率を決定することになるが、資源エネルギー庁が特殊要因による一般管理費率を認めない場合、特殊要因による一般管理費率を使用することができない。

（特殊要因がある場合、事前に資源エネルギー庁との協議が必要となり、特殊要因の協議が整わない場合の一般管理費率は、上限の8パーセント、もしくは委託マニュアルに記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率を設定することになるため、上記9.

(1)の担当者が指示する日の前日から起算して営業日で6日前までに、同担当者が別途指示する資料を作成の上、同担当者へ提出すること。）

委託マニュアル（31ページの抜粋）

1 1. 再委託・外注費に関する経理処理

＜入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理＞

なお、一般管理費を計上する場合は、経費に対して8%もしくは、本マニュアルに記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率としてください。ただし、特殊要因等がある場合は、当省と受託者間の都度協議のうえ一般管理費率を決定します。

(2) 再委託・外注費に係る精算処理又は経費の確認：

本業務は、資源エネルギー庁から機構が受託している事業（資源エネルギー庁が大規模事業として指定）の一部を委託するものであるため、受託者及び再委託先等は、委託マニュアルの「1 1. 再委託・外注費に関する経理処理」のうち「入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理」を参照等して、精算処理又は経費の確認を行う必要がある。

(3) 委託マニュアル：

本業務は、資源エネルギー庁から機構が受託している事業（資源エネルギー庁が大規模事業として指定）の一部を委託するものであることから、受託者及び再委託先等が行う本業務の事務処理・経理処理については、委託マニュアルを参照等して処理することとなるため、内容を承知の上、応募すること。

※経済産業省が公表している委託マニュアル

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

(4) 8. 応募要件（1）基本要件⑤のグループ企業の定義は、次のとおり。

委託マニュアル（3ページの抜粋）

1. 委託事業の経理処理の基本的な考え方

＜経理処理の基本ルール＞

※グループ企業とは、

- 株式会社等 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第2号に規定する「関係会社」
- 一般社団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第4号に規定する「子法人」及び同法第2章第2節に規定する「社員」
- 一般財団法人 同法第2条第4号に規定する「子法人」及び第3章第2節に規定する「評議員」

12. 契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(機構 OB)の人数、職名及び機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している機構 OB に係る情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

【添付資料】

別添1: 令和6年度ナミビア共和国・レアアース産業マスタープランの策定に係る調査仕様書

別添2: 令和6年度ナミビア共和国・レアアース産業マスタープランの策定に係る調査委託契約書

別添3: 企画提案書の様式

別添4: 令和6年度ナミビア共和国・レアアース産業マスタープランの策定に係る調査に関する契約先の選定に用いる採点表

(了)